

# 福岡市公報

平成31年4月1日 第6570号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

一目 次一  
告 示

ページ

○福岡市下水道事業収納取扱金融機関の指定の取消し（第133号）	1
○固定資産の価格等の登録（第134号）	1
○指定居宅サービス事業者等の指定（第135号）	2
○指定介護老人福祉施設の指定（第136号）	2
○介護医療院の開設の許可（第137号）	3

## 公 告

○特定調達契約等に係る一般競争入札の実施（第93号）	3
○マリンメッセ福岡の利用料金（第94号）	4
○福岡国際会議場の利用料金（第95号）	11

## 告 示

## 福岡市告示第133号

次のように福岡市下水道事業収納取扱金融機関の指定を取り消したので、地方公営企業法施行令第22条の2第3項の規定により告示する。

平成31年4月1日

福岡市長 高島宗一郎

1 金融機関の名称

株式会社 あおぞら銀行福岡支店

2 取消年月日

平成31年4月1日

## 福岡市告示第134号

地方税法第411条第1項の規定に基づき、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の全てを登録したので、同条第2項の規定により公示する。

平成31年4月1日

福岡市長 高島宗一郎

## 福岡市告示第135号

介護保険法第70条第1項及び第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者等を指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により次のように公示する。

平成31年4月1日

福岡市長 高島宗一郎

## 1 指定居宅サービス事業者

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
4070904620	マザーハートショートステイサービス 福岡市博多区東光二丁目8番23号	社会福祉法人 康寿会 福岡市南区大楠二丁目17番29号	平成31年 3月1日	短期入所生活介護
4071404398	西新デイサービスセンターnext 福岡市早良区西新五丁目14番27号	有限会社 フオレスト 福岡市西区姪浜駅南二丁目7番15-701号		通所介護

## 2 指定介護予防サービス事業者

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
4070904620	マザーハートショートステイサービス 福岡市博多区東光二丁目8番23号	社会福祉法人 康寿会 福岡市南区大楠二丁目17番29号	平成31年 3月1日	介護予防 短期入所生活介護

## 福岡市告示第136号

介護保険法第86条第1項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条の規定により次のように公示する。

平成31年4月1日

福岡市長 高島宗一郎

## 指定介護老人福祉施設

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
4070904620	特別養護老人ホーム マザーハート 福岡市博多区東光二丁目8番23号	社会福祉法人 康寿会 福岡市南区大楠二丁目17番29号	平成31年 3月1日	介護老人 福祉施設

## 福岡市告示第137号

介護保険法第107条第1項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7の規定により次のように公示する。

平成31年4月1日

福岡市長 高島宗一郎

## 介護医療院

介護保険事業所番号	介護医療院の名称及び所在地	介護医療院の開設者の名称及び主たる事務所の所在地	許可年月日	サービスの種類
40B1200011	シーサイド病院介護医療院 福岡市西区今津3810番地	医療法人 永寿会 福岡市西区今津3810番地	平成31年3月1日	介護医療院

## 公 告

## 福岡市公告第93号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第5条の規定により次のように公告する。

平成31年4月1日

福岡市長 高島宗一郎

## 1 入札に付する事項

福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業

## 2 入札日時

平成31年9月4日午後2時(郵送による場合は、同月3日午後5時までに必着とする。)

## 3 詳細は、入札説明書による。

## 4 入札説明書を次のとおり配布する。

## (1) 配布方法

福岡市ホームページにより配布する。

U R L [http://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/b\\_sisetu/shisei/fukuokashibunkashisetsuseibijigyou.html](http://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/b_sisetu/shisei/fukuokashibunkashisetsuseibijigyou.html)

## (2) 期間

本公告の日から平成31年6月5日午後5時まで

## 【英文の要約】

S U M M A R Y

## 1. Contract(s) up for tender

PFI-based contract for design, construction, operation and maintenance of a cultural hub facility and Susaki Park in Fukuoka City

## 2. Date &amp; Time of Tender

2 p.m., September 4, 2019

Tender by post to arrive by 5 p.m., September 3, 2019

## 3. For details, refer to the Tender Explanation Form

## 4. The Tender Explanation Forms are available as follows:

## (1) Distribution method

Online: Fukuoka City Website

[http://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/b\\_sisetu/shisei/fukuokashibunkashisetsuseibijigou.html](http://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/b_sisetu/shisei/fukuokashibunkashisetsuseibijigou.html)

## (2) Period

From the date of this notice to 5 p.m., June 5, 2019

## 福岡市公告第94号

福岡市コンベンション施設条例第7条第3項の規定に基づき、平成31年4月1日以後のマリンメッセ福岡の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成31年4月1日

福岡市長 高島宗一郎

マリンメッセ福岡の利用料金

## 1 多目的展示室

(単位:円)

区分		基本料金 (消費税相当額を含む。)		準備・撤去料金 (消費税相当額を含む。)	
		8時から 21時まで	21時から翌日 の8時まで (1時間当たり)	8時から 21時まで	21時から翌日 の8時まで (1時間当たり)
展示会・ その他催事	平日	2,700,000	248,400	1,890,000	173,880
	土・日・祝日	2,970,000	273,240	2,052,000	189,000
集会・会議	平日	2,160,000	198,720	1,512,000	139,320
	土・日・祝日	2,376,000	219,240	1,674,000	154,440
アマチュア	平日	1,620,000	149,040	1,134,000	103,680

ス ポ ー ツ	土・日・祝日	1,782,000	164,160	1,242,000	114,480
---------	--------	-----------	---------	-----------	---------

## 備考

- 1 土・日・祝日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、平日とは、それ以外の日をいう。
- 2 12月29日から1月3日までの間に利用する場合の料金の区分は、土・日・祝日とする。
- 3 展示会・その他催事を開催するために多目的展示室を分割して利用する場合の利用料金は、以下のとおりとする（消費税相当額を含む。）。

(単位：円)

区分	基本料金		準備・撤去料金	
	8時から 21時まで	21時から翌日 の8時まで (1時間当たり)	8時から 21時まで	21時から翌日 の8時まで (1時間当たり)
2分割して 利用する場合	平日	1,458,000	133,920	1,015,200
	土・日・祝日	1,598,400	146,880	1,112,400
2分割後の 残余部分を 追加して利 用する場合 (1平方メー トル当たり)	平日	338	30	236
	土・日・祝日	371	33	259
				21
				23

## 2 付帯施設

(単位：円)

施設	基本料金 (消費税 相当額を 含む。)	時間料金 (消費税相当額を含む。)				備考
		8時から 21時まで	8時から 13時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	
大 会 議 室	216,000	108,000	108,000	108,000	108,000	多目的展示室と併用し て利用する場合は、利 用時間にかかるわらず、 基本料金の半額とする。 施設の延長利用（21時 から翌日の8時まで）は、 多目的展示室の利用者 に限り許可する。 なお、延長時間は多目 的展示室の利用時間を
会 議 室	1	43,200	21,600	21,600	21,600	多目的展示室と併用し て利用する場合は、利 用時間にかかるわらず、 基本料金の半額とする。 施設の延長利用（21時 から翌日の8時まで）は、 多目的展示室の利用者 に限り許可する。 なお、延長時間は多目 的展示室の利用時間を
	2	64,800	32,400	32,400	32,400	
	2-A	32,400	16,200	16,200	16,200	
	2-B	32,400	16,200	16,200	16,200	
	3	54,000	27,000	27,000	27,000	

4	21,600	10,800	10,800	10,800	超えないものとし、延長料金については、無料とする。
サブアリーナ	108,000	54,000	54,000	54,000	
展望応接室	86,400	43,200	43,200	43,200	
主催者控室Ⅱ	43,200				
切符売場	10,800				
A, B, C, D, E, F, G, H	各10,800				
I, J	各32,400				
K シャワー室A シャワー室B サブアリーナ シャワー室	各5,400				多目的展示室の利用者に限り利用を許可する(ただし、サブアリーナシャワー室にあっては、サブアリーナ利用者に限り利用を許可する。)。
ロビースペース	32,400				また、施設の延長利用(21時から翌日の8時まで)は、多目的展示室の利用時間を超えないものとし、延長料金については、無料とする。
海のモール	540,000				多目的展示室と併用して利用する場合は、無料とする。
					また、施設の延長利用(21時から翌日の8時まで)は、多目的展示室の利用者に限り許可する。
A	12,960				施設の延長利用(21時から翌日の8時まで)は、多目的展示室の利用者に限り許可する。
B	10,800				なお、延長時間は、多目的展示室の利用時間を超えないものとし、延長料金については、無料とする。
C	15,120				また、エントランス前敷地又はエキシビションパークを多目的展示室で行う催事の準備又は撤去のために利用する場合は無料とする。
D	41,040				
エキシビションパーク	81,000				

## 備考

1 エントランスロビー又は海のモールを物販行為に利用する場合の料金は、1日1

平方メートル当たり、5,400円（消費税相当額を含む。）とする。ただし、1平方メートルを超えるものであっても、60センチメートル×180センチメートル以下のテーブルを使用する場合は、1平方メートルとみなすものとする。

- 2 エキシビションパークを駐車場として利用する場合の利用料金は、1日1台1回につき600円（消費税相当額を含む。）とする。
- 3 マリンメッセ福岡の建物内外及びエキシビションパークを商業用撮影のために利用する場合の利用料金は、以下のとおりとする（消費税相当額を含む。）。

区分	動画撮影	スチール撮影
2時間	—	8,100円
4時間	32,400円	16,200円
8時間	63,771円	32,400円
1時間当たりの延長料金 (21時から翌日の8時 までの時間帯を除く。)	10,800円	5,400円
1時間当たりの延長料金 (21時から翌日の8時 までの時間帯に限る。)	11,880円	5,940円

### 3 付属設備

区分	単位	基本料金 (消費税相当額を含む。)	備考
吊物機構設備（エンド）	1日1式	54,000円	
吊物機構設備（センター）	1日1式	54,000	
吊物機構設備	1日1本	7,560	
昇降舞台設備	1日1式	216,000	
大型映像設備	1日1式	216,000	
電光表示板設備	1日1式	108,000	
大会議室映像システム	1日1式	21,600	
昇降式・壁収納式可動席	1日1脚	108	貸出しへ、1脚 を単位とする。
可動席Aブロック	1日1区画	160,488	
可動席Bブロック	1日1区画	84,672	
可動席Cブロック	1日1区画	84,672	

## 福岡市公報 平成31年4月1日 第6570号

可動席Dブロック	1日1区画	71,496	
可動席Eブロック	1日1区画	71,496	
可動席Fブロック	1日1区画	84,672	
可動席Gブロック	1日1区画	84,672	
可動席Hブロック	1日1区画	8,100	
可動席Iブロック	1日1区画	11,340	
可動席Jブロック	1日1区画	11,340	
可動席Kブロック	1日1区画	11,340	
可動席Lブロック	1日1区画	8,100	
可動席Mブロック	1日1区画	2,916	
可動席Nブロック	1日1区画	38,880	
可動席Oブロック	1日1区画	2,916	
可動席Pブロック	1日1区画	2,484	
可動席Qブロック	1日1区画	27,432	
可動席Rブロック	1日1区画	2,484	
場内カメラセット	1日1台	21,600	
大会議室スクリーン	1日1台	5,400	
多目的展示室専用音響設備	1日1式	32,400	
大会議室専用音響設備基本料金	1日1式	14,040	
移動型PAセット	1日1式	21,600	
簡易式PAセット	1日1式	5,400	
移動型音響調整卓	1日1式	10,800	
移動型PA架	1日1式	5,400	
マイクロホン	1日1本	2,160	
ワイヤレス	1日1本	2,160	
移動型スピーカー	1日1台	6,480	大会議室, サブアリーナ用
移動型スピーカー	1日1台	3,240	多目的展示室用

多目的展示室大規模点灯料金	1日1式	32,400	
サブアリーナ大規模点灯料金	1日1式	10,800	
照明調整卓	1日1式	10,800	
クセノンピンスポットライト	1日1台	5,400	
スポットライト	1日1台	864	
ペーライト	1日1台	864	
ハイカッタースポットライト	1日1台	2,160	
フレネルピンスポットライト	1日1台	2,160	
平凸スポットライト1kw	1日1台	2,160	
アッパーホリゾントライト	1日1台	2,160	
ロアーホリゾントライト	1日1台	2,160	
ポータブルステージ	1日1台	2,160	
インカム回線	1日1回線	3,240	
ヘッドセット	1日1台	1,080	
ホリゾント幕	1日1枚	21,600	
一文字幕	1日1枚	10,800	
袖幕A	1日1枚	10,800	
袖幕B	1日1枚	10,800	
ドア用暗幕	1日1枚	1,080	
会場仕切幕A（仕切用）	1日1枚	10,800	
会場仕切幕B（通路用）	1日1枚	5,400	
会場仕切幕C（トラス隠幕）	1日1枚	2,160	
仮設階段	1日1基	10,800	
高所作業台	1日1基	32,400	
固定電話	1日1台	540	外線電話の使用については、別途実費相当額を徴収する。

館内用携帯電話	1日1台	1,080	外線電話の使用については、別途実費相当額を徴収する。
---------	------	-------	----------------------------

## 4 駐車場（1台貸し）

駐車場名	車両種別	単位	駐車料金 (消費税相当額を含む)
マリンメッセ福岡 A駐車場 B駐車場 C駐車場	一般車両	8時から22時まで1回ごとに	円 600
		22時から翌日の22時までごとに（上記の利用に連続して利用する場合に限る。）	2,400
	中型車両	8時から22時まで1回ごとに	1,200
		22時から翌日の22時までごとに（上記の利用に連続して利用する場合に限る。）	4,800
	上記以外で管理者が認めるもの	8時から22時まで1回ごとに	2,000
	大型車両及び管理者が認めるもの	60分	500
		1日当たりの駐車料金は2,000円を上限とする。	
ぴあトピア駐車場	一般車両	30分	100
		1日当たりの駐車料金は1,000円を上限とする。	

## 備考

- 一般車両とは長さ5.0メートル、幅1.9メートル以下の車両を、中型車両とは長さ7.0メートル、幅1.9メートル以下の車両（一般車両を除く。）を、大型車両とは長さ12.5メートル、幅5.0メートル以下の車両（一般車両及び中型車両を除く。）をいう。
- マリンメッセ福岡B駐車場は、管理者が認める場合に限り、マリンメッセ福岡Bバスゲート式駐車場として利用することができる。
- 催事の延長等により22時以降も継続して駐車場（マリンメッセ福岡A駐車場、B駐車場及びC駐車場に限る。）の利用が必要な場合であって、管理者が認めるときは、22時以降の利用については、無料とする。

## 5 駐車場（一括貸し）

駐車場名	単位	駐車料金 (消費税相当額を含む。)	
マリンメッセ福岡 A駐車場	342台分	1日	147,744
	171台分		73,872
マリンメッセ福岡 B駐車場	280台分	1日	120,960
	140台分		60,480
マリンメッセ福岡 C駐車場	162台分	1日	69,984
	81台分		34,992
ピアトピア駐車場	74台分	1日	31,968
	59台分		25,488
	36台分		15,552
	16台分		6,912

## 福岡市公告第95号

福岡市コンベンション施設条例第7条第3項の規定に基づき、平成31年4月1日以後の福岡国際会議場の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成31年4月1日

福岡市長 高島宗一郎

福岡国際会議場の利用料金

## 1 会議室

(単位：円)

区分		基本料金（消費税相当額を含む。）						超過料金 (消費税 相当額 を含む。)
		9時から12時まで	12時から17時まで	18時から21時まで	9時から17時まで	18時から21時まで	9時から21時まで	
メインホール	平日	61,668	82,296	92,556	99,360	122,364	134,352	12,344
	土・日・祝日	74,088	98,712	111,132	119,232	146,880	161,136	14,817
分割しない場合	平日	109,080	196,128	109,080	305,208	305,208	372,708	36,309
	土・日・祝日	130,788	235,332	130,788	366,120	366,120	447,336	43,513

多目的ホール 分割する場合	2分割	201	平 日	45,792	82,404	45,792	128,196	128,196	156,600	15,228
		202	土・日・祝日	54,972	98,820	54,972	153,792	153,792	187,812	18,208
		203	平 日	58,104	104,652	58,104	162,756	162,756	198,720	19,342
		204	土・日・祝日	69,768	125,496	69,768	195,264	195,264	238,464	23,144
	4分割	201	平 日	27,000	48,600	27,000	75,708	75,708	92,448	9,050
		202	土・日・祝日	32,508	58,428	32,508	90,828	90,828	111,024	10,800
		203	平 日	34,344	61,776	34,344	96,120	96,120	117,504	11,415
		204	土・日・祝日	41,256	74,196	41,256	115,452	115,452	140,940	13,683
	メインホールと多目的ホールの一体利用		平 日	136,620	222,696	161,244	323,568	342,036	405,648	43,200
			土・日・祝日	163,944	267,192	193,536	388,260	410,400	486,864	51,840
国際会議室				66,852	87,480	66,852	139,212	139,212	206,064	15,433
中会議室	409～414	1室利用	28,296	31,104	28,296	47,520	47,520	60,156	3,186	
		2室利用	56,592	62,208	56,592	95,040	95,040	120,312	6,274	
	502, 503	1室利用	29,592	32,616	29,592	49,896	49,896	63,612	3,294	
		2室利用	59,400	65,340	59,400	99,792	99,792	127,224	6,588	
小会議室	401～406	1室利用	10,044	13,608	10,044	20,088	20,088	24,084	1,544	
		2室利用	20,196	27,108	20,196	40,068	40,068	48,168	3,088	
		3室利用	33,264	44,712	33,264	66,096	66,096	79,380	4,633	
	407		7,128	9,612	7,128	14,040	14,040	16,956	1,134	
	504, 505	1室利用	9,504	12,528	9,504	15,012	15,012	19,548	1,026	
		2室利用	18,900	25,056	18,900	30,024	30,024	39,096	1,857	
	506		8,856	11,880	8,856	14,040	14,040	18,360	1,026	

## 備考

- 1 土・日・祝日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、平日とは、それ以外の日をいう。
- 2 12月29日から1月3日までの間に利用する場合の料金の区分は、土・日・祝日とする。
- 3 次に掲げる場合の利用料金の額は、当該各号に定める額とする。
  - (1) 許可利用者が入場者から3,000円を超える入場料等を徴収するとき 基本料金

に超過料金を加えて得た額（以下「会議室利用料金」という。）にその3割相当額を加えて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）

- (2) 商品の展示、陳列又は販売その他営利を主たる目的で利用するとき 会議室利用料金にその5割相当額を加えて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）
  - (3) メーンホール、多目的ホール、国際会議室又は中会議室の許可利用者がその利用に付随する準備若しくは撤去又は練習を行うためのみの目的で利用するとき会議室利用料金からその3割相当額を減じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）
  - (4) 一の利用者が本表に掲げる全ての会議室を利用する場合において、同日の各会議室の利用時間がそれぞれ8時間以上であるとき 会議室利用料金からその1割相当額を減じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）
- 4 管理者が、21時から翌日の9時までの利用を許可した場合における利用料金の額は次のとおりとする。
- (1) 1時以前又は翌日の9時以降に連続した利用があり、かつ、21時から翌日の9時までの間の利用時間が3時間以内の場合には、超過料金に利用時間数（1時間未満の端数は、切り上げる。）を乗じて得た額
  - (2) 21時以前若しくは翌日の9時以降に連続した利用があり、かつ、21時から翌日の9時までの間の利用時間が3時間を超え4時間以内の場合又は21時以前若しくは翌日の9時以降に連続した利用がなく、かつ、21時から翌日の9時までの間の利用時間が4時間以内の場合には、「13時～17時」の欄の料金に10分の15を乗じて得た額
  - (3) 21時から翌日の9時までの間の利用時間が4時間を超える場合には、前号の額に、超過料金に10分の15を乗じて得た額に4時間を超えた利用時間数（1時間未満の端数は、切り上げる。）を乗じて得た額を加えて得た額
- 5 施設の利用に伴う電気、ガス、水道（以下「電気等」という。）の使用料のうち、許可利用者が管理者の許可を得て仮設により設置する電気等供給設備の使用に伴う電気等使用料相当額、パントリーの使用に伴うガス使用料相当額及び許可利用者が自ら若しくは他に依頼して施設内に持ち込んだ設備、備品等の使用に伴う電気等使用料相当額は許可利用者の負担とする。

## 2 付帯施設等

（単位：円）

区分	単位	基本料金 (消費税相当額を含む。)	超過料金 (消費税相当額を含む。) 1時間までごとに
同時通訳設備	同時通訳装置	1式	15,444

	同時通訳ブース	1室	1,080	259
付 属 設 備	メーンスピーカー	1式	1,512	356
	3点吊りマイク装置	1式	1,080	259
	拡声装置A	1式	5,184	1,285
	拡声装置B	1式	3,132	777
	音響反射板	1式	5,184	1,285
	放送中継設備(テレビ)	1式	10,260	2,570
	放送中継設備(ラジオ)	1式	6,156	1,544
	スクリーンA	1面	4,104	1,026
	スクリーンB	1面	2,052	518
	スクリーンC	1面	1,512	356
	センタースポットライト	1台	3,132	777
	シーリングライト	1式	1,080	259
	フロントサイドスポット	1式	1,512	356
	照明バトン	1本	1,080	259
その他	コンセント(1.5kW)	1日1個	108	
付 帯 施	2階	2A	1室	1,512
		2B	1室	1,512
	3階	3A	1室	1,080
		3B	1室	1,080
		3C	1室	2,052
	4階	3D	1室	2,052
		4A	1室	1,080
		4B	1室	1,080
	5階	5A	1室	5,616
		5B	1室	5,616
		2C	1室	1,080
				259

設 主催者事務室	2 階	2 D	1室	2,592	615
		2 E	1室	2,052	518
	3 階	3 E	1室	2,052	518
パントリー	2 階	パントリーA	1日1回	5,184	
	4 階	パントリーB	1日1回	3,132	
	5 階	パントリーC	1日1回	3,132	
ロビー			1日1平方 メートル	1,080	
その 他	レストラン			1日1回	69,984

## 備考

- この表に掲げる利用料金の額は、9時から12時まで、13時から17時まで及び18時から21時までをそれぞれ1回として計算する（コンセント、パントリー、ロビー及びレストランを除く。）。
- 9時から17時まで及び13時から21時までの利用料金の額は、それぞれ前項の規定により1回として計算した利用料金の2倍の額とし、9時から21時までの利用料金の額は、前項の規定により1回として計算した利用料金の3倍の額とする（コンセント、パントリー、ロビー及びレストランを除く。）。
- この表に掲げる超過料金は、12時から13時まで又は17時から18時までの間において会議場の運営上支障がない場合に延長の許可をしたとき又は管理者が特に必要があると認めて21時から翌日の9時までの間で延長の許可をしたときに適用する（コンセント、パントリー、ロビー及びレストランを除く。）。
- ロビーで受付等を行う場合において、管理者が指定した場所を利用するときは、ロビーの利用料金は徴収しない。
- ロビーの単位である1平方メートルには、実測値を使用する。ただし、1平方メートルを超えるものであっても60センチメートル×180センチメートル以下のテーブルを使用する場合は、1平方メートルとみなすものとする。
- ロビーを商品の展示、陳列又は販売その他営利を主たる目的で利用する場合の利用料金の額は、基本料金にその5割相当額を加算した額とする。
- ロビーの許可利用者が、その利用に付随する準備若しくは撤去又は練習を行うことを目的として利用する場合の利用料金の額は、基本料金からその3割相当額を減算した額とする。
- レストランの利用は、全館を利用する場合であって管理者がやむを得ない事由が

あると認めるとき有限る。

- 9 一の利用者が全ての会議室を利用する場合において、会議室利用料金の1割相当額を減額したときは、付帯施設利用料金についても、その1割相当額を減額するものとする。
- 10 福岡国際会議場の建物内外を商業用撮影として利用する場合の利用料金は以下のとおりとする（消費税相当額を含む。）。

区分	動画撮影	スチール撮影
2時間	—	8,100円
4時間	32,400円	16,200円
8時間	63,771円	32,400円
1時間当たりの延長料金 (21時から翌日の8時 までの時間帯を除く。)	10,800円	5,400円
1時間当たりの延長料金 (21時から翌日の8時 までの時間帯に限る。)	11,880円	5,940円

3 駐車場（1台貸し）

車両種別	利用時間	駐車料金（消費税相当額を含む。）
一般車両	8時から22時まで	30分までごとに100円
上記以外で管理者が認めるもの	1日1回	2,000円

4 駐車場（一括貸し）

単位	駐車料金（消費税相当額を含む。）
243台分	円 104,976
84台分	36,288
59台分	25,488
35台分	15,120